



「声」の欄・投稿規定

- ★「声」の欄は読者の皆さんのお考えを、直接誌面に反映させるためのページです。皮膚病の診療に関する日ごろのご意見、新しいアイデア、ご提言などをお気軽にお寄せください。とくに日夜第一線で診療に活躍しておられる先生方からのご投稿を切望します。
- ★「声」の欄には、また皮膚病に関する“質疑応答”を取り上げます。お寄せいただいたご質問は、その方面の権威に依頼して適切な回答を用意し、誌上で発表いたします。とくに回答者を指名されても結構です。
- ★字数は一般のご投稿は1,200字以内、質問は600字以内を原則とします。
- ★ご投稿は郵送のほか、FAX(番号:03-3984-1003)とE-mail(アドレス:hs1979@intage.com)にても受け付けております。
- ★原稿には住所・氏名を明記していただきます。

粉瘤くりぬき法

以前、ある患者さんがいらっしゃいました。産婦人科開業医にて外陰部の粉瘤に対して“くりぬき法”を施行されたが、そのときの医師から「腫瘍が残っているかもしれないから皮膚科医にみてもらうように」といわれて当科を受診されました。結果的に超音波検査にて腫瘍の明らかな残存を認めなかったため経過観察となりました。

その数週間前に院内での他科医師による講演を思い出しました。外科の先生の講演でしたが、現在は内視鏡を用いる方法が主ですが従来からの開腹も少なからず行われています。内視鏡による方法は技術を要しますが、ご存知のように傷も小さく手術の時間も短縮できます。一方、開腹による方法も従来と比較して内視鏡による方法には及ばないものの傷の大きさや手術時間も近年短縮・減少傾向にあるという外科学会でのデータを示されました。

話を戻しますが、粉瘤のくりぬき法については内視鏡による方法と類似して傷を小さくできるという点で共通項がありますが、術者の技術と粉瘤の状態・部位により困難な状況を生じる可能性があります。条件が揃えば実施するのは問題ありませんが、揃わない状況にて実施することはかえって患者さんへ不利益をきたすことになります。創が多少大きくなったとしても基本的な方法をも念頭に置いていくことが、結果的に患者さんへの不利益を軽減することになります。

巷のクリニックでは粉瘤のくりぬき法のメリットのみを前面に出し、15～20分程度で終わるとの広告も

散見されます。患者さんへの不利益をもたらさないように、われわれ皮膚科医は十分な知識と技術を持ち、そして患者さんへ十分なサポートを行えるように常にup date する必要があると考えます。

鈴木 琢
(横浜総合病院皮膚科部長)

本誌2月号「膠原病—皮膚エリテマトーデスを中心に—」を読んで

2月号の臨床例を読んでいくつか気になる点があったので筆をとりました。

①「SLEに合併した片側性肢端紅痛症」について
肢端紅痛症の臨床像は、手掌や足底（そこを超えることも）に境界不明瞭な潮紅がびまん性にみられるものと思っていましたが、提示された症例では手掌に2カ所矢印で示された箇所の小紅斑（皮内結節?）が散在し、同部に限局した圧痛がみられたように記載されています。このような臨床像を呈する肢端紅痛症は過去に報告があるのか、片側性に生じる肢端紅痛症はこれまでどれくらいあるのか、また、肢端紅痛症の患者さんが訴える痛みは、どこというわけではなく全体が痛むのでは?、などの疑問が湧いてきました。

生検組織像ではムチンの沈着が真皮下層～皮下の血管周囲性にみられた所見が示されていますが、これについての意義はどう解釈されたのか記載がなく、SLE患者に生じたからムチンの沈着が認められたのか、肢端紅痛症でムチンが陽性になることは特徴的な所見なのか、ムチン沈着が血管の閉塞・狭窄をきたしていたと推測されるのか、などについても、先の臨床

像と同様、もう少し詳しく考察していただきたいと感じました。

②「結節性皮膚ループスムチン症を伴った全身性エリテマトーデスの男性例」について

図1の臨床像がとても変わっていると思いました。顔面の右側優位に、頬部紅斑とも形の異なる浸潤を伴う紅斑で、表面には鱗屑がみられ毛孔も開大しているようにみえます。さらに上眼瞼の浮腫も著明です。興味をもって読み進めましたが、考察は、背部のループスムチノーシスについての記載が主で、顔の皮疹をどう考えたのかについては触れられていないのは残念でした。DLEと考えたような記載がわずかにみられましたが、DLEにしては角化もごくわずかで萎縮性の局面ではなく、病変の大きさや境界などからも、

DLEとは異なるように思えました。病理組織全体像(真皮の所見)も提示していただきたいところでしたし、顔からの生検像でムチンの沈着はどうだったのかも知りたいところです。

最後に、どちらの論文にも共通していえることです。たとえば前者の論文では病理組織像の図aとbが逆です。後者では考按の最初に書かれた“an usual popular eruption”となっている箇所は、正しくは“an unusual papular eruption”です。執筆者は、校正の際に自分で責任をもって細部まで確認して欲しいと思いました。

ペンネーム・皮膚エリテマトーデス
勉強会はないの？
(東京)